

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	札幌市 高等学校 教 諭 男 性 （63歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和5年8月、授業中、生徒が机上に顔を伏せたまま寝ていたため感情的になり、右足の爪先で当該生徒の机を1回蹴った後、右手で当該生徒の左耳を1回たたき、けがを負わせた。
2	新ひだか町 小学校 教 諭 女 性 （39歳）	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和4年9月上旬、授業中、児童が机をたたき、足で床を踏み鳴らすなどの行動をとったため、口頭で指導したが従わなかったことに感情的になり、右の拳で当該児童の頭頂部を1回たたいた。また、同月中旬、休み時間中、当該児童がわざと転ぶなどの行動をとったため、口頭で指導したが従わなかったことに感情的になり、右の拳で当該児童の頭頂部を1回たたいた。
3	江別市 小学校 教 諭 男 性 （34歳）	戒告	令和5年2月、札幌市内の繁華街で酩酊状態のまま、通り掛かった面識のない女性に声を掛け飲酒に誘ったところ、当該女性が拒否し逃れようとしたことから、執拗に当該女性を追い掛け、恐怖心と不快感を与えた。